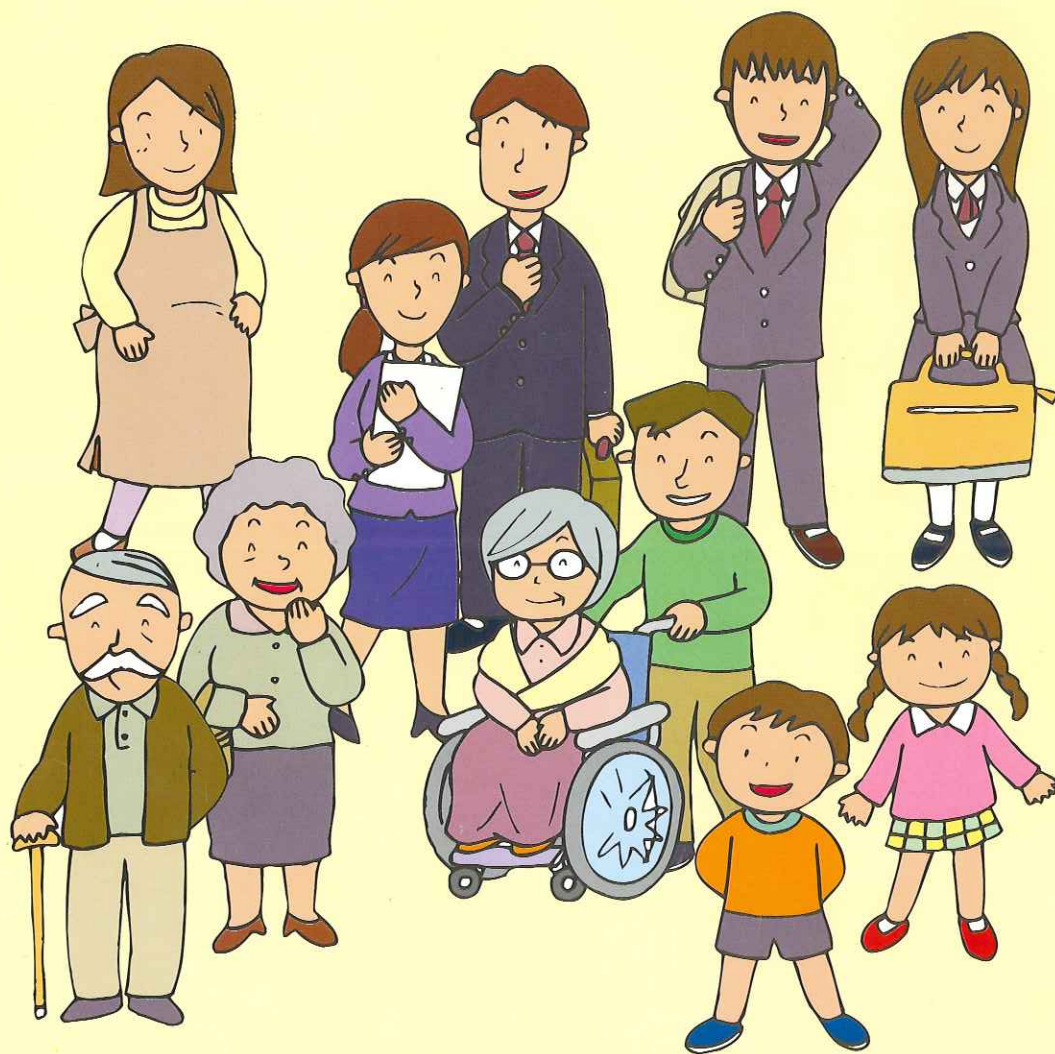
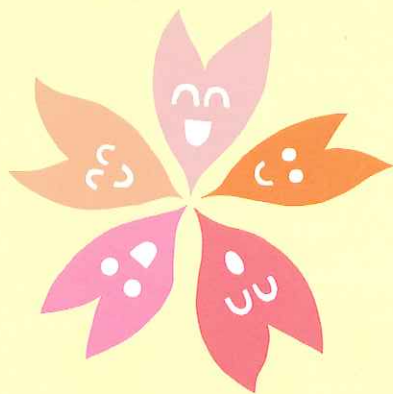


人にやさしいまちづくり条例

施設整備マニュアル



津山市

地域に生活する人すべてを視野に入れたまちづくり ～新しいまちづくりの姿を求めて～

まちづくりと施設整備

本来、まちづくりとは包括的な概念であり、その地域に生活する人すべてが様々な活動やコミュニケーションを通じて、地域の歴史や文化を踏まえながら未来に向かって活力あふれる活動を展開できる社会の構築をめざす地域全体の共同作業と言えます。

しかし、我が国では、1960年代の高度成長期以降、人々の生活のゆとりや地域社会のコミュニケーションよりも生産性や効率性が重視されてきた結果、経済的豊かさが達成される一方で、心のゆとりと豊かさ、優しく穏やかな地域づくり等への対応が遅れがちであったかと思われます。

近年、先進諸国に共通する人口の高齢化現象は、21世紀に向けたまちづくりを考える大きな原動力となり、これまで少数ゆえに社会の理解が遅れがちであった障害という面に関しても強い関心が持たれるようになってきました。

我が国では、現在、世界に例のない速度で人口の高齢化が進むと同時に少子化が一貫して進んでおり、今後、加齢に伴う障害による高齢障害者の大幅な増加や障害の重度化が見込まれています。一方で、余暇時間の増加や自己実現意識の高揚等から、地域社会における奉仕活動やレクリエーション活動等への参加意識が高まりつつあります。

このような背景の中で、平成12年12月に制定された「人にやさしいまちづくり条例」は、高齢者、障害者はもとより、傷病者、妊産婦、乳幼児連れの人等々が地域で快適に生活を営むことができ、かつその基盤の中で豊かな人間交流を通じて活力ある地域社会が形成されることをめざしています。これは、従来の「まち」の機能の中に、そこで生活する人すべてのための快適性や安全性を考慮した機能を組み込み、生活者重視のまちづくりを推進することを意味します。

このため、「人にやさしいまちづくり条例」では、多くの人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等を都市施設として位置づけ、施設利用に厳しい制限を受ける高齢者、障害者等の様々な行動特性やニーズに配慮し、それらの出入口、通路、階段、車いす用トイレ、エレベーター、歩道等の仕様、構造に関して安全で利用しやすくするための整備基準を規定しています。

この整備基準は、共通の基準として普遍性が求められることから、個別の施設、設備がどうあるべきかを示したものであり、標準としての意味合いが強く、実際の個々の施設の空間構成や利用特性等に細かく対応した計画・設計内容を示すものではありません。

従って、整備基準に基づいて施設の計画・設計を進めるためには、多種多様な立地環境、隣接環境、敷地面積等の条件の下で必要な設備を機能的に連携させていく必要があり、どのような人がどのように施設を利用するかという視点での整理が必要です。しかしながら、高齢者、障害者等をはじめすべての利用者の障害特性や行動特性、様々なニーズ等についての広範な知識をすべて計画・設計者に要求するのは現状においては困難です。

そのような観点から、「人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」は、条例で規定する都市施設の設置者、設計者、施工者、維持管理者等に、整備基準の内容や整備を行う上での参考事項等を解説するとともに、施設の利用に厳しい制限を受ける高齢者、障害者等の様々な行動特性やニーズについて説明を加えることにより、地域に生活する人すべてが安全で利用しやすい施設整備をより一層効果的に促進しようとするものです。

物のバリアフリーと心・情報のバリアフリーの連携

昨今、施設のバリアフリー化についての機運が高まりつつあり、各方面でバリアフリー化のための改修や新設が多く見られるようになりました。また、津山市では具体的な施設整備内容について高齢者、障害者等の意見を聴き、計画・設計に反映させるモデル的な取り組みが始まっています。

このような物のバリアフリー化が推進される一方で、せっかく施設整備がなされても利用できない事例（例えば、視覚障害者誘導用ブロックの上や車いすの通路に放置された自転車等）や、利用しやすい施設が設置されても利用者に周知されていない事例（例えば、車いす使用者用便房が整備されていても、情報が利用者に提供されていない場合等）の指摘も利用者側の声として少なくありません。

バリアフリー化された施設はその機能の維持のため、不断の維持管理を行うことや利用者からの声をフィードバックして評価を行い改善、改良に努めることが重要です。

福祉機器や設備には特定の個人に合わせるものと不特定の多くの人の利用に供するものに大きく分かります。まちづくりにおけるバリアフリー化の難しさは、対象が様々な人であるという点にあります。施設整備にあたっては、どのような人に対してどのように有効かを推測し、計画、設計、施工を行う必要があります。そのためには、高齢者、障害者等の障害特性についての理解をはじめその援助・介助方法、設備・機器の使われ方等に対する関心や知識等を高める必要があります。

バリアフリー化は高齢者、障害者等が単独で移動や各種の行動を行う際に大きな助けになります。しかし、単独で移動や行動が困難な人には、人的な支援が重要になります。支援を行うことがきっかけとなり、新たな出会いやコミュニケーションが芽ばえたり、高齢者、障害者等の心の内や困難を肌で感じることができ、より一層理解や交流が深まることにもなります。

このように、バリアフリー化は単に施設を整備しただけでは終わるものではなく、物のバリアフリーを実現しそれを維持しながら積極的な利用を図るという点において、高齢者、障害者等への理解や思いやりの心の啓発を進める心のバリアフリーやバリアフリー化された施設の情報提供や利用しやすい施設整備に向けた相談・アドバイス等を進める情報のバリアフリーが必須の要素となります。言い換えれば、物のバリアフリーは、心、情報のバリアフリーと連携して進めることにより、一層の効果が期待できます。

バリアフリー社会の実現は、一朝一夕には達成できるものではありませんが、心、情報、物のバリアフリーが同じ水準で考えられ、総合的に推進されるとき、初めてその道が開けてくるものと考えられます。

